

第二十四回 参議院農林水産委員会會議録第三十号

昭和三十一年四月十七日(火曜日)午後一時三十八分開会

委員の異動

四月十四日委員佐藤清一郎君及び高橋進太郎君辞任につき、石村幸作君及び雨森常夫君を議長において指名した。四月十六日委員植竹春彦君辞任につき、その補欠として横川信夫君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 棚橋 小虎君
理事 青山 正一君
重政 庸徳君
戸叶 武君

委員

佐藤清一郎君
関根 久蔵君
宮本 邦彦君
横川 信夫君
河合 義一君
清澤 俊英君
小林 孝平君
三橋八次郎君
溝口 三郎君
千田 正君
河野 一郎君
農林大臣 国務大臣
政府委員 農林政務次官 大石 武一君

農林大臣官 房予算課長 昌谷 孝君
農林省農林 經濟局長 安田善一郎君
農林省畜産局長 渡部 伍良君
林野庁長官 石谷 憲男君
事務局側 常任委員 安樂城敏男君
会専門員 外務省経 済局長 西山 昭君
農林大臣官 房企画室長 松岡 亮君

説明員 本日開議公同法案(内閣提出、衆議院送付)
農林水産政策に関する調査の件(北洋漁業問題に関する件)

委員長の(棚橋小虎君) 飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
委員長の(棚橋小虎君) 農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

委員長の(棚橋小虎君) 森林開発公同法案(内閣提出、衆議院送付)
委員長の(棚橋小虎君) 農林水産政策に関する調査の件(北洋漁業問題に関する件)

委員長の(棚橋小虎君) 農林水産委員会を開会いたします。まず委員の変更について御報告いたします。去る四月十四日佐藤清一郎君及び高橋進太郎君が辞任され、石村幸作君及び雨森常夫君が選任され、昨日植竹春彦君が辞任され横川信夫君が選任され、本日石村幸作君が辞任され、佐藤清一郎君が選任されました。

委員長の(棚橋小虎君) 飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題にいたします。ちよつと懇談をしますから、速記をとめて下さい。
委員長の(棚橋小虎君) 速記を始めて。
それではこれより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。なお修正意見のある方は討論中にお述べをお願いします。……別に御意見もないようです。……討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。
委員長の(棚橋小虎君) 御異議ないものと認めます。
それではこれから採決に入ります。本案を原案通り可決することに賛成の方は挙手を願います。
委員長の(棚橋小虎君) 全会一致でございます。よつて本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

委員長の(棚橋小虎君) 飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題にいたします。ちよつと懇談をしますから、速記をとめて下さい。
委員長の(棚橋小虎君) 速記を始めて。
それではこれより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。なお修正意見のある方は討論中にお述べをお願いします。……別に御意見もないようです。……討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。
委員長の(棚橋小虎君) 御異議ないものと認めます。
それではこれから採決に入ります。本案を原案通り可決することに賛成の方は挙手を願います。
委員長の(棚橋小虎君) 全会一致でございます。よつて本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

委員長の(棚橋小虎君) 飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題にいたします。ちよつと懇談をしますから、速記をとめて下さい。
委員長の(棚橋小虎君) 速記を始めて。
それではこれより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。なお修正意見のある方は討論中にお述べをお願いします。……別に御意見もないようです。……討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。
委員長の(棚橋小虎君) 御異議ないものと認めます。
それではこれから採決に入ります。本案を原案通り可決することに賛成の方は挙手を願います。
委員長の(棚橋小虎君) 全会一致でございます。よつて本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

委員長の(棚橋小虎君) 農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。
本法律案は去る四月十二日、内閣から閣法第六十三号をもって予備審査のため送付、翌十三日当委員会に予備付託となつたものであります。まず提案理由の説明を聞くことにいたします。
政府委員(大石武一君) ただいま上程されました農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。
農業委員会は、御承知の通り、昭和二十六年農業委員会法の制定によつて、従来の農地委員会、農業調整委員会の機能を総合整備するため、一委員会として統合し、原則として地方自治体の地域ごとに当該地方自治体の機関である農業に関する行政委員会として設置せられたものであります。しかし同委員会は、農業生産力の発展及び

委員長の(棚橋小虎君) 農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。
本法律案は去る四月十二日、内閣から閣法第六十三号をもって予備審査のため送付、翌十三日当委員会に予備付託となつたものであります。まず提案理由の説明を聞くことにいたします。
政府委員(大石武一君) ただいま上程されました農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。
農業委員会は、御承知の通り、昭和二十六年農業委員会法の制定によつて、従来の農地委員会、農業調整委員会の機能を総合整備するため、一委員会として統合し、原則として地方自治体の地域ごとに当該地方自治体の機関である農業に関する行政委員会として設置せられたものであります。しかし同委員会は、農業生産力の発展及び

委員長の(棚橋小虎君) 農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。
本法律案は去る四月十二日、内閣から閣法第六十三号をもって予備審査のため送付、翌十三日当委員会に予備付託となつたものであります。まず提案理由の説明を聞くことにいたします。
政府委員(大石武一君) ただいま上程されました農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。
農業委員会は、御承知の通り、昭和二十六年農業委員会法の制定によつて、従来の農地委員会、農業調整委員会の機能を総合整備するため、一委員会として統合し、原則として地方自治体の地域ごとに当該地方自治体の機関である農業に関する行政委員会として設置せられたものであります。しかし同委員会は、農業生産力の発展及び

農業経営の合理化をはかり、農民の地位の向上に寄与するため、農民の意思と希望を反映し得るよう農民の選挙による委員及び学識経験者たる委員をもつて構成され、その職務は、農地、食糧等関係法令に基く所定の事項、農業に関する総合計画の樹立及び実施に関する建議、答申に関する事項等処理することとせられたのであります。かつ、また、農業委員会は、当初市町村及び都道府県に設置されたのであります。……二十九年度の改正によりまして都道府県農業委員会はこれが廃止せられ、新たに法人として都道府県農業会議及び全国農業会議所が設けられることになりました。しかしながら市町村の農業委員会につきましては、委員の構成等について若干の変更があつたほかはおおむね従前と同様の性格と職務をもつて今日に至つてゐるのであります。

委員長の(棚橋小虎君) 農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。
本法律案は去る四月十二日、内閣から閣法第六十三号をもって予備審査のため送付、翌十三日当委員会に予備付託となつたものであります。まず提案理由の説明を聞くことにいたします。
政府委員(大石武一君) ただいま上程されました農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。
農業委員会は、御承知の通り、昭和二十六年農業委員会法の制定によつて、従来の農地委員会、農業調整委員会の機能を総合整備するため、一委員会として統合し、原則として地方自治体の地域ごとに当該地方自治体の機関である農業に関する行政委員会として設置せられたものであります。しかし同委員会は、農業生産力の発展及び

委員長の(棚橋小虎君) 農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。
本法律案は去る四月十二日、内閣から閣法第六十三号をもって予備審査のため送付、翌十三日当委員会に予備付託となつたものであります。まず提案理由の説明を聞くことにいたします。
政府委員(大石武一君) ただいま上程されました農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。
農業委員会は、御承知の通り、昭和二十六年農業委員会法の制定によつて、従来の農地委員会、農業調整委員会の機能を総合整備するため、一委員会として統合し、原則として地方自治体の地域ごとに当該地方自治体の機関である農業に関する行政委員会として設置せられたものであります。しかし同委員会は、農業生産力の発展及び

して、一市町村一委員会の原則からははなはだし懸隔を生じている実情にあるのであります。

しかしながら町村合併の現情にかんがみ、農業委員会が本来市町村の行政機関である性格とその職務の遂行からして、農業委員会は市町村内一体として、強力なものであることが望ましく、これによって合併市町村ごとに行政府に農民の意思と希望を強力に反映して、域内の農業に関する施策を統一かつ実効的に浸透するため原則として合併市町村ごとに一個の農業委員会を設置することが適切であり、急速にこれを實現することが必要となつたと考えられるのであります。

しかるに今日町村合併の現情について見ますと、合併後の市町村の規模は、一般に著しく拡大し、かつその域内の産業等の態様にかんがりの変化を来たしておりますので、農業委員会と農民その他関係団体等との結びつきを密接にいたしまして、あわせて農業の地域性及び特殊性に應じて農民及び農業の利害を公正に反映できるように、現行の農業委員会の組織に改正を行う必要があるものであります。

さらにまた、わが国農業の動向と農業委員会の設置及び運営の経緯に照らし、その目的を一そう十分に達成せしめるためには、農業委員会が各種の行政機関及び農業団体等と力を合せて農業施策を一層充実させ、またその浸透の徹底を果し得るよう、その所掌事務を必要かつ適正に拡充することが緊要であると考えられるのであります。

農業委員会について右の改正をいたしますとともに、この際都道府県農業会議の組織及び業務の上において農業

委員会との連絡及び協力を緊密にする必要の改正を行い、全国農業会議所とともにその機能を十分に發揮し得るようになしたものであります。しかして右の機関及び団体は、農業協同組合、農業共済組合等の農業団体と協調して、おのおのその職分に應じて農業と農民のためそれぞれの機能を發揮することを期待しているものであります。以上の趣旨にのっとりまして、今般農業委員会等に関する法律の一部改正を行うこととした次第であります。以下その内容の主要な点について概略御説明申し上げます。

第一は、農業委員会を原則として合併後の市町村の地域に合せて設置することとし、その職能の円滑な遂行をはかるため必要な統合を進めることに關する規定を整備したことであり、合併市町村において農業委員会が職能を極力円滑に發揮するためにはなるべく一市町村一委員会に統合することが望ましいと考えられるのであります。現行法においては農業委員会の統合を進めて行くためこれに關する所要の規定が不備でありますので、これを整備いたしましたのであります。

第二は、農業委員会の組織についての改正であります。すなわち、現行法においては、農業委員会の委員のうちその根幹となるべき選挙による委員は農業委員会の全区域を単位として公職選挙法を準用した選挙により十人ないし十五人選出されることとなつております。しかるに先に申し上げました通り、市町村の地域の拡大とこれに伴う態様の変化に關連しまして、農業委員会の組織は従前のままでは適切でない

となりましたので、今回これを改め、この種の委員は、おおむねいわゆる部落を基準とした単位区域ごとに選出されることとしたのであります。しかして現行の公職選挙法を多勢の右の単位区域に適用いたしますことは、必ずしもわが国農村の実情に即せず、またいたずらに多額の経費が必要となり、また、改正法案においては、市町村条例の定めるところによりおのおの部落を基準とする単位区域ごとに、その地域内に住所を有する農民が委員となるべき農民を推薦し、その推薦された者につき市町村長が委員として選任するという方法にいたしましたのであります。また現行法の農業委員会は、選挙によらない委員について、市町村長が五人以内を限りいづゆる総合農業協同組合または農業共済組合から推薦されたその理事及び市町村議会から推薦された学識経験者の中から委員として選任しているものであります。この改正法案においては農業委員会にいわゆる総合農業協同組合及び農業共済組合の代表者を網羅的に委員として加えるため、これらの団体の推薦したその理事は組合ごとに必ず一人ずつ市町村長が委員に選任し、さらにまた組織の万全を期しまして、従来の制度を踏襲し、市町村議会の推薦した学識経験者をも五人以内においてこれまた市町村長が委員に選任する制度としたのであります。

農民の推薦による委員の互選による者が十人ないし十五人とし、その三分の一以内の人数において条例の定めるところにより、それぞれ農業団体の推薦による委員の互選による者及び学識経験委員の互選による者をもつてこれに充てることとしたのであります。この常任委員の設置に伴い、農業委員会におきましては、行政庁の諮問に対する答申、農業及び農村に関する振興計画の事務についての基本方針の決定、並びに会長の選任及び解任の三事項については、全委員の会議で議決し、その他の事項は常任委員の会議で議決することとしたのであります。

第四は、都道府県農業会議の組織に關する改正であります。同農業会議は、本改正法案におきましても従来と同様の性格を有する法人といたしておりますが、その会議員につきましては、現行法では当該都道府県の区域をおおむね郡別に十から十五に分けて、その区域ごとに都道府県知事の招集する代表者會議で互選された農業委員会の委員または農業協同組合もしくは農業共済組合の理事一人ずつとして、その合計十人ないし十五人のほか、農業協同組合中央会、農業共済組合連合会、省令で定める農業協同組合及び同連合会、省令で定める農業団体等の推薦する者及び学識経験者で会長の指名する者をもつて、構成されることとなつております。

右の結果によりまして、一農業委員会当りの委員の数は現在に比し相当増加することとなりますので、農業委員会の運営を実情に即し適切にするために新に常任委員の制度を設けることとしたのであります。すなわち常任委員は、

市町村長及び他の執行機関が権限に基づいて行う職分との調整に配慮し、また各種農業団体との間には適切な協力連絡を保つことを本旨といたしております。すなわち、その所掌する事務として、農地法、土地改良法その他の他の法令に基き権限として行う事務は従

来の通りとするほか、農地等の利用關係及び交換分合のあっせんに関する事務と、農業及び農村に関する振興計画の樹立及び実施の推進に関する事務のほか、農業技術の改良、農作物の病虫害の防除、その他農業生産の増進、農業経営の合理化及び農民生活の改善をはかるために必要な事業の推進に關する事務を行い、農業及び農民に關する事項についての調査研究と啓蒙宣伝を行い、さらに農業及び農民に關する事項について意見を公表し、行政庁に建議し、その諮問に對し答申を行うことができることとしたのであります。

に増加いたしますので、都道府県農業

会議の運用を考慮いたしまして、新に常任委員の制度を設けることといたしました。すなわち、農業委員会の会長として議員となった者の互選により、おおむね十人ないし十五人が常任委員となり、その他の議員は、互選によらずそのまま常任委員に就任し、両者合せておおむね二十人ないし三十人で構成することといたしているであります。

しこうして都道府県農業会議の業務に關する議決につきましては、少くとも農地法その他の法令によりその所掌に属せられた事項と、農業及び農民に關する意見の公表及び行政に對する建議についてもつばら常任委員の會議で議決することといたしました。最後に、この法律の施行についてであります。現在の農業委員会の統合を進める道を開き、本改正法案による方法により委員を選任するために、市町村において所要の準備を完了せしめる期間を予定し、さらに農繁期等の事情を考慮しまして、原則として明年一月一日より施行することとし、委員の各部落等単位区域からの推薦は、本年十二月中に行わせることとしたのであります。

以上が本法律案の提案理由及びそのおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(棚橋小虎君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(棚橋小虎君) 速記をつけて下さい。本法律案の審査は、日をあら

ためて行くことにいたします。

○委員長(棚橋小虎君) 森林開闢公団法案を議題にいたします。

本法律案につきましては、前回の委員会において、本法律案審査の前提である本法律案による事業計画、資金計画及び事業効果、並びに法律案の内容等について、林野庁当局から補足説明を聞いたのでありますが、本日はその際申し上げおきましたように、本事業の資金源に關連し、かつまたかねて外務委員会に申し入れてあります「農産物の關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めの件」に關する連合審査の準備のためもありまして、今回の米國余剩農産物協定、わが國におけるその受け入れ計画及びこれが見返り円の使用計画等について、それぞれの当局から説明を聞くことにいたします。

なおただいま政府からの出席者は次の通りであります。出席者は農林大臣官房計算課長長谷孝君、林野庁指導部計画課長山崎君、外務省経済局次長西山昭君、大藏省理財局資金課長堀口定義君、林野庁長官石谷澄男君同じく林政部長奥原日出男君、なお農林大臣官房企画室長松岡亮君が御出席であります。企画室長松岡亮君。

○説明員(松岡亮君) 第二回の余剩農産物協定の経過について概略を御説明申し上げます。

今回の協定は昨年八月から九月にかけてまして、河野農林大臣が渡米されました際に、大体の交渉をせられまして、お手元にお配りいたしておりますような品目と金額につきまして、大体の話し合いを終えたのでございます。

その後昨年九月末に河野農林大臣があらで申し合せを済ませられた点につきまして、仮調印を現地に置きましていたしまして、さらに本年の二月にやはりワシントンにおきまして正式調印を終えたのでございます。正式調印まで若干の時間をとりましたのは、第一回の協定以来問題になっておりました贈与關係の物資の取扱ひにつきまして、行政的な打ち合せを續けておりましたために、その後におけるグラントに關する申し合せを妥結するに至らなかったからであります。本年の二月になりまして、正式調印を終り、さらに二月の末にその協定につきまして、御承認を受けるために國會に提出された次第であります。

内容について申し上げますと、大体第一回の協定と協定の条項は同様でございますが、品目において幾らかの違ひがあります。まず第一回においては協定に入っておりまして米が今回はいっていないというところが第一点であります。それからトウモロコシその他の飼料は第一回にはなかったものでございますが、今回の協定には入っております。そのほかにつきましては、大抵品目は前回と同様でございます。

次にこれらの農産物を買入れることによりまして、国内において積み立てられますところの見返り円の使用でございますが、これは前回七〇%が日本側の使用となつておりましたのでございます。今回の協定におきましては、七五%までが日本側の使用、あと二五%は米側の使用ということになりましたのでございます。その日本側ににおいて使用いたしますところの見返り円の内訳につきましては、まだ細目

は決定する段階に至っておりませんが、おおむね大項目につきましては、お手元に配付してございますところの資料に掲記してございます通りでございます。なおそれに関連いたしまして、農林關係の貸付及びその対象の計画もお手元にお配りいたしました表によつてごらんをお願いいたします。

大体におきまして、前回の協定のやり方を踏襲いたしまして、品目に若干の相違があります。見返り円の使用の使方において日本側に、第一回協定よりも有利になりました。それから日本側の方針といたしましては、農林水産關係に見返り円の使用を増額したということが、今回の協定が第一回の協定に比較しまして、特徴となるべき事項かと、かように考える次第でございます。

簡単に申し上げますが、ただいままでの経過を申し上げます。

○千田正君 ちよつとお尋ねします。この海上輸送費ですね、これはこの輸送船は日本の船舶を使うのですか、アメリカの船舶を使うのですか、今度の場合には。

○説明員(松岡亮君) これは前回も今回も同様でございますが、輸送するものの半分はアメリカ船で運ぶという協定になっておるのでございます。これはアメリカの商船法の規定がまだ改正になりませんので、第一回協定通りに五〇%は米側の商船を使う、こういうことになっております。

○千田正君 それからこの保険料はどうですか。やはり保険料はアメリカの保険会社に保険はつけているのですか。日本の保険会社につけていますか。

○説明員(西山昭君) 保険は自由になつておりまして、従いまして、必ずしもアメリカの保険会社につける必要はないわけでございます。

○千田正君 アメリカの船舶で輸送した場合の運賃と、それからアメリカの保険会社に保険契約した場合の保険料等に対するところの比較については、大体ある程度差があると思ひます。どれだけの差がありますか。

○説明員(西山昭君) 運賃につきましては、太平洋におきましては、特にアメリカのトランパーが比較的手しにくいのでございまして、トランパーにつきましては相当運賃も開きがあるように了解しております。実際の数字をただいまチェックしておりますが、数字の開きにつきましては、通常のフレートに、運賃の差額はアメリカ政府は日本にリファンドすることに相なつておりますので、日本の直接の負担と相ならないようになっております。運賃の比較につきましては、最近の数字におきましては、小麦につきましては、日本船が十三ドルに對しまして米船では十六ドル、それから大麦につきましては、日本船が十二ドル半に對しまして米船が十五ドル半、それから綿花につきましては、これはコンフアラトは同じでございます。たばこにつきましても同様でございます。

○千田正君 十三ドルと十六ドル、三ドルの差があるということは、相当価格に對しても影響すると思ひますがね。これは今後折衝してもどうにもならぬのですか。たとえばほんとからいくという、日本船七〇%……われわれの要求としましては、むしろ日本船で

したところ、先日ソ連側からこの松本全權の申し出に対して交渉に應ずる用意がある旨の回答がありましたわけでございます。御承知の通りでございます。そこで政府といたしましては、こ

れに對して慎重検討いたしました結果、モスクワに適當なる代表を送つて、ソ連側との當面いたしております。北洋漁業の問題について十分會談をする必要であるという意味におきまして、その會談の場所はモスクワとし、これにわが方より代表を送つて、十分に御懇談いたしたいという旨の申し出をいたしましたところが、ソ連側からこれに對して快く承諾する旨の回答に接したわけでございます。そこで政府内部におきましては、慎重検討いたしました結果、不肖ではございますけれども、所管大臣として私にモスクワに行つて、この漁業問題について十分にソ連側と懇談をするようにという御命令を受けたわけでござい

ます。申し上げるまでもなく、鮭鱒の漁獲が戦前と今日違ひまして、陸上においては一切ソ連側が漁獲をいたしてありますし、わが方においては、いわゆる沖とりをいたしておるわけでございす。従つて陸上と海上と彼此相関連して、そこに一定の漁業保存の方針を立てていくことができませんれば、一番けつこうなことでございすけれども、今申し上げます通り、ソ連とわが国現在の立場におきましては、その計画を立てることも実はできませんので、われわれといたしましては、海上におきまして適當な範圍において、これが漁獲について考慮を払つて今日まできたわけでございます。まずこの程度の漁獲をいたすことは、魚族の将来に對して支障がなからうということを十二分に検討をし、調査をした上で今日までやつて参つたのでございすけれども、今回ソ連からも申し出があつ

たものでございすから、これについて十二分の資料による了解を得て、そして双方の納得の上に立つて、將來円満に魚族の保存をしつつ、両國漁業の合理化を期していくことが両國のためであると思つたのでございす。この点については十分懇談をいたすことによつて、ある程度理解を得られるのではなからうかと、実はひそかに期待をいたしておるわけでございすけれども、しかし何分わが方といたしましては、漁期を目前に控えておりまして、客觀的条件といたしましては、非常困難な立場に直面いたしてございすことは各位御承知の通りであります。加えて非力なる私の使用することとございすから、各位の御期待に果して沿ひ得ることができるかどうかが、非常に疑問でございすけれども、どうか日常これらの問題について特に御研究遊ばしていらつしやる皆様の一そうの御注意、御協力を得て、何とか國家のためにお役目を達したいと思つておる次第でございす。なにとぞよろしく御指導御鞭撻あらんことを特にこの機会にお願ひ申し上げる次第でございす。一言ごあいさつ申し上げ

ます。(拍手)
○委員長(柳橋小虎君) なおこの際千田委員から発言を求められておりますから、御発言を願ひます。

○千田正君 ただいま大臣から、このたびソ連に行かれました、この北洋漁業の問題を十分先方に理解させ、そして今後とも日ソ親善の基礎の上に立つて、日本の漁業の發展を期せられるために行かれると、まことにわれわ

れも双手をあげて賛成するのであります。ということは、今までのソ連との各國の交渉を見ますと、大体一國の首相あるいは主權者がみずから乗り込んで行つてソ連との間の交渉をされておる。たとえば英國のチャーチルにしてもその通り、あるいはドイツのアデナウアーにしてもその通り、國をあげてこのアメリカの問題にしましても、ソ連の問題にしましても、その一國の首相なりその責任者が行つて、全力をあげてこれに傾注して一応の妥結を見ておる。ところが残念ながら昨年の六月以来日本の政府としましては、全權を送つたけれども、ある意味において政府を代表した鳩山首相でもなく、あるいは外務省代表である外交を担任の最高責任者であるところの外務大臣でもなかつた。そうして結局日ソ間の交渉というものは途中において頓座した。一面この日ソ間の交渉が順調に運ぶものとして、国内におけるところのいわゆる國際漁業である北洋漁業に對しましては、河野農林大臣を初めとして業者もともども、ことしこそはさらに昨年よりも増大して漁獲ができるのだという意気込みをもつて待機しておつたにもかかわらず、ついに途中にしてこの日ソ交渉が決裂の狀態に陥つた。ただいま大臣が仰せられるように、もう明日にでも出航しなければならぬ状況のもとにおけるところの漁業者にとつては、現在こうして手をこまねいて、いつ果てるともわからないという状況のもとにおけるところとはとても耐え忍ぶことができないことである。このときに際しまして、農林省の担当所管大臣として、さらに日本の外交のあるいは一端になるかもしれ

ないところのこの漁業問題をひききけてモスクワまで使ひされるということ、まことに御苦勞様であります。が、こういうような時代にはとくいろいろな非難やいろいろな攻撃を持つて行かれる方がむしろかえつて奮勵になり、あるいはかえつて引きしまつて堂々と交渉できるかもしれせん。日露戦争の場合には御承知の通り小村全權が國民の期待に十分沿えなかつたと言つて焼打事件にされるほどの、いわゆる身を削りながらとにかく日本の國政のためにあ外交交渉をされてきたというのをわれわれが歴史から見ましても、このたび河野農林大臣は相當の御覚悟を持つて行かれると思ひます。

そこで私は、參議院農林水産委員會は、長い間この北洋漁業問題については何回となくこの會議において論議も、あるいは審議も尽したのであります。もうすでに審議し尽くされたと思ひます。ほゞであります。残る問題はいかにして安全に操業ができるか、いかにして一日も早く漁民が待望するこの漁業に就業できるかと、この一点しかないのであります。この漁民の聲ばかりじゃない、日本の將來の北洋における國際漁業の確保ということ、またさらに拡大すれば、ソ連との間の交渉がこれを契機としてさらに進んで握手ができるような段階に入らうと思ひますので、特に私は御注文申し上げたい。ということ、私も先般アメリカへ行つて、この漁業問題等についていろいろ交渉した際におきましても、とにかく外國人は日本の水産という点に對して認識が少いのでございす。ということは、日本人は開關以來

農業と漁業ということ、國民生活に切つても切れないところの重大な産業であるにかかわらず、外國にとつては水産業などというものはほんの一部にしかすぎない。魚を食ふなんというところは一日のうちに食ふか食わないかで、いわゆる國の政策から見ても百分の五くらいしか行政の指導をしておりません。おそらくソ連においても同じような状況にあると思ひます。そういう國柄と、日本のように農業と漁業というものは國民の切り離すことのできないところの重大産業であると、民族の消長ともこれに密に結び合ひ生きたなければならないところの産業であるということについては、おそらく海外に行つた場合において、水産業が常に外國は不足なのであります。この際特にこの北洋漁業は日本の漁業にとつては、今日に至つては一千億以上を突破するくらい用意をしなければできない状況でありますので、どうか大臣はこの國民の總意をもつて行かれるだけに真剣にこれに取り組んで、一日も早く安全操業ができるような妥結点を求めてきていただきたい。

もう一つは、先般ソ連側の発表によつて、漁業協定をした後でなければ制限措置を考慮しないということ、を聲明しておるのです。漁業協定なんという、相當これは資料も十分とのえなければならぬし、それから交渉の期間も相當長引く、ところが實際においては明日にも出漁しなければならぬ段階でありますので、一体この点をどういうふうに交渉されるか、あるいはこの際これは公表することは外交折衝上うまくないとおっしゃるかも

しませんが、われわれは一日も早くはつきりしてもらいたいという点は、ソ連側のこの協定後でなければ制限措置に對して考慮しない、こういう点が非常にわれわれとして深く考えられるのでありまして、制限措置はどの程度の制限措置をするか、この間発表されたような制限措置であつたならば、とうていわれわれはこれをのむことはできない。この点のいわゆる協定後でなければ制限措置をしない、あくまで協定が先なんだ、こういう向うが言い方をしております。御承知の通りソ連は外交においてはなかなか老練な手段をとり、また端役すべからざるどころの手段を持っておるこの國でありますので、この際大臣としての、もしもこの点について触れても差しつかえないという点がありますれば、この際御所信を多少でもお漏らしになつていただきたい。われわれとしましては、一日もすゆやかに妥結の点を見出されて、そして大臣が行つてゐる間でも、漁民は明日からでも出漁して、もうすぐ網を手にするという意氣を持っておりますので、そうした点の、安全弁に對するところの指導的な役割であるところの大臣としての、国内の漁民に對する声を一声でもかけていって行くならば、どれほど彼らが勇氣百倍して、あなたの今度の使いに對しての期待を持つてあらうということを考えますときに、この際でありますので、一端を漏らしていただければ幸いです。とにかくわれわれの要望は一日もすゆやかに漁業ができるように、そしてまた日本の国力を落さずにはやつてくる、これはなかなか容易なわざではないと思ひます。しかし、

一國の輿望をになつて行かれる大臣でありますから、單なる農林省の大臣というのみならず、日本の國の代表としての責任を十分全うして来られることを特に要望いたしまして、先ほど申し上げました点だけをもしもお漏らし下さるならば幸いだと思います。以上要望をかねて質問を申し上げます。

○國務大臣(河野一朗君) だんだんの御注意をちょうだいいたしましてありがとうございます。実は御承知の通り、漁期も非常に切迫いたしてありますし、出漁の期日も、どんなにおそくも五月の半ばまでは実際に出動しなければならぬのでございますので、私といたしましては、二十一日に出発いたしまして、二十五日におおむねモスコに到着いたしまして、それから二週間モスコに滞在いたしまして、五月の十日ごろまでに、大体ソ連側首脳部との話し合い、了解を終つて、そして五月の十五、七日までに東京に歸つて来たい、こう考えております。今の最終の漁期のときまでにこちらに歸つて来て、そして十分にソ連側の意向によつてどうするかということをお最終的に決定するように期日をとつておるわけでございます。

お話の点でございますが、何分にも初めてお目にかかる方々でございますし、その後日本とソ連の關係等につきましても、またソ連の首脳部とお会いいたしまして、わが方の事情を十分お話ししたしまして、先ほど申し上げましたように日ソの現状からいたしまして、なかなかこの問題を解決すること困難でありますことは各位御承知の通りであります。さればと申して、

この問題をこの問題として解決せずして、全般の問題ということになりますれば、なおなおこれは一そうめんどうになりますし、よつてまた漁業者全般が一そうの迷惑をこうむるということになりましても、深く考えなければならぬと思つてございまして。いづれにいたしまして、あちらに参りまして、ソ連の側のお考えを十分承知いたしまして、その上でわが方としてはどういふふうにすることが最善かというところの決意をいたさなければならぬと思つてございまして。私といたしましては、当面直面いたしております漁業問題、特にわが方から申し入れをいたしまして、先方から応諾の御回答を得ております。漁業問題について、まず、当面これを解決することにソ連の協力を得ることが先決問題であるといふふうに考へて行くつもりでございます。それから、どうかその点一つ御了承いただきたいと思つております。いづれは、歸りまして十分御報告を申し上げます。この程度で一つ御了承をいただきましたと思ひます。

○戸叶武君 日ソ交渉は、領土問題からロンドンでデッド・ロックに乗り上げまして、この日ソ交渉の前途が非常に憂慮されてゐる際に、またこの北洋漁業の難問題の解決はきわめて困難と思はれてゐる際に、河野農林大臣がこの問題の解決のためにソ連に渡られるということは私は非常に意義があると思つてあります。特に、この問題の解決は差し迫つてゐるので、寸時も等閑に付するわけにはいかないものでありますから、日ソ兩國の將來のために、またこの問題をめぐつて漁業保護

の根本的解決のために十分にお力を尽してもらいたいと思つてあります。これは、日ソ交渉の基本的な問題とは異なるが、このたびの交渉を通じて、先ほど河野農林大臣が言われたように、兩國の將來のために、理解と了解を深めてもらいたい、これは、お互いに疑心暗鬼を生んでいて信頼感がない形においては、日ソの国交交渉というものは、私は十分に成果を上げることはできないと思つております。私たち農林水産委員会におるものとしては、今まで河野農林大臣が政務多忙のために、また病氣等の理由も出ておりましたが、この重要法案が山積してゐる農林委員会にあまり出席されなかつたことは、私は遺憾だと思ひます。このほかに、私たちは河野農林大臣に直接質問したり、また御意見を承わつたりしたいことが多々あります。しかし、今日におきましては、帰國後に一切を譲ることになつたしまして、日本の前途のために、また兩國の暗雲を開くために、御健闘を祈り、また御健康を祈ります。

○國務大臣(河野一朗君) どうもまことにありがとうございます。どうぞよろしく。

○委員長(棚橋小虎君) この際私から一言御挨拶を申し上げます。どうぞ。

河野農林大臣今回の御使命は、まことに重大であります。さぞかし御心労のことと存じます。わが国世論のおもむくところを洞察せられ、よく国民の期待に沿つて十分な成果を上げられますよう、せつかく御健闘と御自愛を衷心からお祈り申し上げます。

○委員長(棚橋小虎君) 続いて森林開

猪公団法案を議題にいたします。引き続き御質疑を願ひます。

○溝口三郎君 先ほど私のお伺ひいたしました森林、漁港等の振興事業の貸付金の内容については、森林開闢公団の十億円以外まだ決定になっていないのか。どういふ事業に貸し付けるんだというふうなことに對しては、当初の借款の協定の場合に、農林省ではおおよその見込みがあつて借款をしたのか、大ワタについて、借款の総額の二分の一を農林省に、そのうちの約半分を従前の農地開闢に回した、あとはとつた上で何か事業を探し出すんだというところで借款をしたのかどうか、その点をお伺ひしたい。

○説明員(松岡亮君) ただいま御質問のありました当初協定の交渉をいたしました際には、大体農林水産關係にどのくらいワタを、またどういふ事業をとり上げてそれに融資するかというふうな大よその目安があつたかどうかというお話でございますが、大体見返り円で日本側の使用する分の半額ぐらゐは農林水産方面にいたした。農林省といつたしましてはそういう考えを持つたのでございまして。その對象といたしましては、これは當時からすでにまだ相手のあることであります。交渉の結果どのくらいに金額がきまるか、また国内において各方面の意見もあります。ことである。農林省としての一応の希望をするところのプロジェクトに過ぎないのであります。が、そういうものとして漁港とか、あるいはテナサイ糖、家畜市場、そういうような事業を考えたことは事実でございます。しかしながら、その後の経過におきまして、さらに国内において

の根本的解決のために十分にお力を尽してもらいたいと思つてあります。これは、日ソ交渉の基本的な問題とは異なるが、このたびの交渉を通じて、先ほど河野農林大臣が言われたように、兩國の將來のために、理解と了解を深めてもらいたい、これは、お互いに疑心暗鬼を生んでいて信頼感がない形においては、日ソの国交交渉というものは、私は十分に成果を上げることはできないと思つております。私たち農林水産委員会におるものとしては、今まで河野農林大臣が政務多忙のために、また病氣等の理由も出ておりましたが、この重要法案が山積してゐる農林委員会にあまり出席されなかつたことは、私は遺憾だと思ひます。このほかに、私たちは河野農林大臣に直接質問したり、また御意見を承わつたりしたいことが多々あります。しかし、今日におきましては、帰國後に一切を譲ることになつたしまして、日本の前途のために、また兩國の暗雲を開くために、御健闘を祈り、また御健康を祈ります。

新しく必要と認められるような事業、
そういうものも若干出ております。そ
の当初の農林省の希望するプロジェクト
というものは、現在においてはだ
ぶぶつておるようなわけでありま
す。

○溝口三郎君 四十一億のうちで森林
開発公団は本年度は十億、そうしてそ
れは三十三年度で将来余剰農産物で二
十億の計画をもってほかの漁港、家畜
市場等いろいろあると思いますが、そ
ういうものについては将来にわたって
やはり継続の事業のようなものを採用
するようないい金もあつたのかどう
か。あるいは金の面だけで処理するよ
うなものはいくつかどうか。私はこれ
をお伺いするのは、すでに着手して
ます農地開発事業等に相当にまだ円資
金が必要なのですが、先ほど伺
ましても、三十二年度以降については、
何ら借款等についてはまだ考えてい
ないらしく、ワタを森林開発公団も
すでに十億、本年度は十億円、来年、再
来年で二十億予定をする。ほかの農
業関係の事業でも継続的にやってい
きますと、ますます将来に非常に多
額の資金が入用になってくる。そうい
う点についてはどういふふうにお考
えになりますか。

○政府委員(昌谷孝君) ただいまのお
話でございますが、農地関係につき
ましては、すでに概略御説明いたしま
した通りの計画になっておりまして、
将来につきましても見返り円のような
性質の資金が借り入れられますな
らば、非常に都合がよろしいという
ふうに考えておるわけでありま
す。

それから森林開発公団の事業計画に
つきましては、すでに林野庁の方から
御説明があつたと存じます。総事業計

画におきまして三十億を必要とした
のであります。とりあえず初年度であ
ります今年度において四十一億の貸付
金の中から十億は支出いたすことを大
体きめたわけでありまして、残されま
した二十億につきましては、明年度以
降それもやはり同種の資金によって調
達をいたすということになっておるこ
とを御承知の通りであります。で、見
返り円の交渉そのものは一年々に行
いますし、また基礎となります輸入
計画の関係から申しましてもそうなら
ざるを得ないかと思ひますが、従いま
して明年度以降の資金につきましては、明
年度以降の余剰農産物の見込みとから
みまして善処して参りたい、さように
計画をしておるわけでありま
す。なお、四十一億四千五百万円の貸付金の
ワタの中でのたゞいままで決定を
しましたものは、法案審議等の関係も
ございまして、森林がさしあたり急
ぎますので、これを切り離しまして決
定いたしましたわけでありま
す。残りのものにつ
きましては、御指摘のように、もの
もございまして、また単年度のも
のもございまして、それらがいろいろ
現在研究の対象として審議されてお
るわけでありま
す。その将来の資金繰りの
関係もございまして、それから本年
度のワタの問題もございまして、そ
れらを三十一年度の四十一億の中
でいかに組み合せをし、いかように
区分を立てまして計画を実行に移し
ていくかというふうなことにつきま
しては、目下検討いたしておるわけ
であります。

○溝口三郎君 たいだいまの御説明で、
今後残額の中で事業計画をきめる場合
に、二年のものもあり、継続するもの
もある。そういうものについて、もし
補助金等がつく場合は、そういうもの
は見返り資金でやつておいて、その補
助金は本年度補正予算で出すことにな
るのか、その点をお伺いしたい。

○政府委員(昌谷孝君) 現在四十一億
四千五百万円の振興事業貸付金の対象
として計画の出でおります各種の事業
は、たゞいままでに出でおります事業
につきましては、御指摘のような補
助金とかみ合せという問題が起らな
い種類の事業であります。従いま
して御懸念のような点はすでにきま
つております。農地関係とそれから今
御審議をいたしておる森林関係と、
以外につきましては、補助金とかみ合
せ云々の問題は発生いたさないと考
えております。

○溝口三郎君 印幡沼の干拓事業、千
葉県の干拓事業は、これは新聞によ
りますと見返り円で三十三年度で行
うことになっております。これは見
返り円とは全然関係ないのでありま
す。

○政府委員(昌谷孝君) 東京湾土地造
成という事業が見返り円の対象として
審議に上つております。で、御指摘の
事業計画はそれのことを意味するかと
存じますが、これにつきましては、千
葉県が東京湾の埋立てを見返り円資金
を借りまして実施したいという希
望を出しております。この計画は実施
いたします際に、御指摘のような、国
が現に取り上げてやつております印幡
沼の取水工事というものと密接に連
関をいたすわけでありま
す。その意味合
いから申しまして、将来のその事業計画
を実施いたしますとすれば、千葉

○溝口三郎君 たいだいまのお話を聞
いて、そういたしますと、この四十一
億のうちで千葉県に見返り資金を三
億は貸し付けることになるのですか、
それは決定になっていないのですか。
○政府委員(昌谷孝君) 千葉県に貸し
付けて実施をいたします土地造成と申
しますか、東京湾整備と申しますか、
港湾整備と申しますか、事業計画が千
葉県の方から提案があつておるわけ
けれども、その全体の事業規模をいか
うに抑えますか、また年度区分をい
かに実施をいたしますか等のことにつ
きましては、目下検討中でございます
し、また千葉県の償還の計画という
ようなものにつきましても、目下関係
者の間で詰めております。それらが
詰つて参りませんと最終的な決定とい
う段階には参りません。ただ決定を
いたしますれば、幸い負担行為を定めて
おりますので、それだけの分は直轄工

事として国が支出いたしますか、わ
りには千葉県が借り入れた資金で行
うことになりまして、それを後年度にお
いて国が千葉県に支出をいたす、さ
ういふ形で実行し得る措置はつけて
おります。

○溝口三郎君 森林開発公団借款によ
る資金計画についてお伺いしたい。
さしあたり本年度に十億円借款によ
つて林道を行つ、そしてそれに対して
約五割の国費の補助がある、これは後
年度四年間に予算外契約でやるのか
どうか、その場合に、十億で本年度
借款による事業を行つ、四年間に補
助金が来たるものは、これは借款の
特別会計には繰り上げ償還を行つこ
うか、これは原則だと思つておるの
です。従来愛知用水については、そ
ういふ取扱いだと思つておるの
です。十億借款しまして、そして
それを四分で十五か年間の借款をし
てゐる。それから補助金は五億が四
年間に入るのですが、それは一部分
余剰金を預金をしておくというので
事業益が出てくる。その事業益の余
剰金を委託事業を行なつてゐる。こ
の余剰金を森林公団に保有するよう
なやり方が、総体の使途について合
理的かどうか。そしてそれは愛知用
水はたとえ三百億について百億の補
助金があるならば、それを、原則と
しては毎年度三十億ずつ五か年だ。
残りの分を借款によつてやつて双
方合して事業を行つというふうな
今までは説明を聞いていたのござい
ます。農林省は、その取扱い方を統
一すべきじゃないかと私は考へる。
それは最近問題になつておる
が、委託事業、その補助金は四割五
分である。これは国から直接に開

○溝口三郎君 たいだいまの御説明で、
今後残額の中で事業計画をきめる場合
に、二年のものもあり、継続するもの
もある。そういうものについて、もし
補助金等がつく場合は、そういうもの
は見返り資金でやつておいて、その補
助金は本年度補正予算で出すことにな
るのか、その点をお伺いしたい。

○溝口三郎君 たいだいまのお話を聞
いて、そういたしますと、この四十一
億のうちで千葉県に見返り資金を三
億は貸し付けることになるのですか、
それは決定になっていないのですか。
○政府委員(昌谷孝君) 千葉県に貸し
付けて実施をいたします土地造成と申
しますか、東京湾整備と申しますか、
港湾整備と申しますか、事業計画が千
葉県の方から提案があつておるわけ
けれども、その全体の事業規模をいか
うに抑えますか、また年度区分をい
かに実施をいたしますか等のことにつ
きましては、目下検討中でございます
し、また千葉県の償還の計画という
ようなものにつきましても、目下関係
者の間で詰めております。それらが
詰つて参りませんと最終的な決定とい
う段階には参りません。ただ決定を
いたしますれば、幸い負担行為を定めて
おりますので、それだけの分は直轄工

○溝口三郎君 たいだいまの御説明で、
今後残額の中で事業計画をきめる場合
に、二年のものもあり、継続するもの
もある。そういうものについて、もし
補助金等がつく場合は、そういうもの
は見返り資金でやつておいて、その補
助金は本年度補正予算で出すことにな
るのか、その点をお伺いしたい。

○溝口三郎君 たいだいまのお話を聞
いて、そういたしますと、この四十一
億のうちで千葉県に見返り資金を三
億は貸し付けることになるのですか、
それは決定になっていないのですか。
○政府委員(昌谷孝君) 千葉県に貸し
付けて実施をいたします土地造成と申
しますか、東京湾整備と申しますか、
港湾整備と申しますか、事業計画が千
葉県の方から提案があつておるわけ
けれども、その全体の事業規模をいか
うに抑えますか、また年度区分をい
かに実施をいたしますか等のことにつ
きましては、目下検討中でございます
し、また千葉県の償還の計画という
ようなものにつきましても、目下関係
者の間で詰めております。それらが
詰つて参りませんと最終的な決定とい
う段階には参りません。ただ決定を
いたしますれば、幸い負担行為を定めて
おりますので、それだけの分は直轄工

に交付する。その残りの資金については開拓者資金融通法による資金の方では余剰農産物からそれを繰り入れるということ、補助金と、そして余剰農産物と両方合せてこの開墾作業が行われていくということになっておる。開墾作業費全部を、森林開発公団はそれと同様な造林事業委託を受けてやる場合に、全額を余剰金で事業を行なう、そして利率も非常に安くやって、といううなことに、もしできるならば現在農地開発機械公団で非常に困っている問題も同じ取扱いでやるべきではないかと私考える。どういうふうに考えておられるか。

○政府委員(昌谷峯君) ただいまの点
であります。愛知用水公団について
の取扱いふりと森林開発公団について
の取扱いふりについては差異はないわ
けでございます。で結局そういう取扱
い方の差が出て参る御指摘の機械公団

と森林、あるいは愛知用水公園との間で若干の資金操作の取扱いの差が出て参りました根本的な原因といたしましては、機械開発公社の場合は、御承知のように機械開発公社は機械開墾事業の事業主体ではないわけであります。単に必要といたします機械を持ちまして、その機械を使用者たる国あるいは開拓者に提供をいたすというような形の事業が機械開発公社の場合の任務でございます。従いまして全体の事業資金を調達いたしまして、全体を取り仕切つてやつて参るというようなふうに資金構成ができないわけです。従いましてそのかわりと申しますか、国から出ます補助金につきましても、愛知用水公園や森林公園の場合のように債務負担行為をして後年度に国が借入金に

よつて事業を実施いたしました公団に、国も受益者の一部としてある程度受けたような形で補助金相当額を年次予算で流して行くという措置がとれまゝです。で、機械公団の場合につきましては、国の直轄工事については国、あるいは開拓者の事業につきましては開拓者に対する補助金というものを、事業の実施年度にその年度の予算として計上いたして参つておる次第であります。でそういうような関係におきまして、愛知用水公団あるいは機械公団の場合に事業を一応総合的な事業実施主体として借入金によつて事業を行い、後に県、地元あるいは国もあわせまして一定の方式によりまして、負担分を公団に入れて参るといふような資金操作が機械開発の場合に著しく困難と申しますか、建前上いたしかねておる次第であります。その辺の事情を御了承願ひたいと思ひます。

○溝口三郎君　機械公団には建設工事に對し機械を貸しつける場合があるが、そうではなくて、建設工事に伴う開墾作業を地元で行う、それには貸しつけるということになっておりますが、事実上は建設事業を行なった区域内の開墾作業は一括して委託を受けてやるような建前で現在きておる。そういう場合に、開拓者の場合、まあそれには補助金が行つておる。増反者というのがたゞいま問題になっておるが、これには補助金もない。そうしてそれには貸しつけるということもあるが、一応全体の開墾作業の委託を受けるようなことにならないので、ばらばらになつてしまつてできないのじゃないか。そういうもののうちもし貸しつけるという――機械公団の事業の目的に

貸し付けとありますが、開墾者の委託を受けるという話になれば、開墾作業について委託を受けるということになると、森林開発公団で造林事業の委託を受けると同じような取扱いでいけるのじゃないか。そうすると機械公団は余剰農産物を借入いたしましたして、その余剰金で機械公団自身が増反者等の委託を受けたものに事業費を投じていて、長い年月で増反者から安い利子で徴収するという取扱いができれば、私は機械公団の事業が非常に進展するのじゃないか。同じような取扱いにできるかどうかということをもう一ぺんお伺いしておきたい。

それからもう一点は、愛知用水と同じ取扱いだというのが、愛知用水については、昨年の六月この委員会で私ども説明を伺ったのによりますと、資金計画は毎年三十数億の国の補助金、その残余の二十億の借入金とで合せて五十

億ぐらゐで五カ年間に仕事をしたいといふ資金計画だったのでございませう。今年度は約六十億全部余剰農産物でやって、その半額を予算外契約になつておりますが、来年以降、今の予算課長の説明によると、来年以降森林開発公社と同じようなやり方でやっていくと、愛知用水は約三百億を借入金でやって、そうして百十億程度を四、五年の間に補助金をもらつてやっていく、そういうやり方で収支のバランスをやつていきますと、十五、六年たちますと、約二十億ぐらゐの残余の金額が出てくる、余裕金が出てくるということになるが、そういう取扱ひ方が果してできるかどうか、私は非常に疑問に思ふのですが、その点を明確にもう一ぺんお伺ひしておきたい。

○政府委員(昌谷孝君) 機械開闢、機械開闢係いたしております機械開闢、機械開闢の事業につきましては、先ほど私申上げました通り、機械開闢公団の能力と申しますか、仕事の範囲が法律で一応機械をもつて貸すという限度と、それから今国会で乳牛関係について輸入貸付の業務が広がるわけであります、開墾作業そのものを公団事業として実施をいたして、後年度に受益者から長期にわたってそれに要した資金を回収いたすというふうな仕組みに今の法律の建前では、今直ちに若干困難があるのかと私は存じております。御指摘のようにできませんれば、地元の関

係者にとりましては、確かに一つのいい方法かとも存じますが、これらにつきましては、現在できております機械公団の事業の幅と申しますか、事業の可能な範囲とのにらみ合せによりまして、今後研究さしていただきたいと思

います。今、直ちにむずかしからうかと存じます。

なお、先ほど森林開発公社の資金の操作と、愛知用水公社の場合の資金の操作は同じでございますというふうに申し上げましたが、これは御指摘のように、三十一年度の愛知用水公社の資金の考え方は、この森林開発公社と同様の考え方で、所要資金を一応公社が一括借り受けをいたしまして、国との関係におきましては、負担行為で後年度に支払いをいたしていくという関係で、この資金繰りを国の負担分相当額を当初の当該年度に愛知用水公社に繰り入れて、要借り入れ金額を少くいたして参るような資金計画を三十一年度については改めておる。これは三十二年度以降につきましては、本年度と同

様の措置をとりまして、負担行為をして後年度に均分繰り入れをやつて参るのか、あるいは昨年六月ごろ立てました資金計画のように、それぞれの年度に、その年度にやります事業についての国の負担相当分を当該年度中に予算に計上して入れて、愛知用水公団の資金調達の何と申しますか、借入金に依存する度合いを減らして参るかにつきますしては、三十二年度以降、それぞれ余剰農産物の将来の見通しでありますとか、あるいはそのときの財政事情でありますとか、そういうものにとらみ合わせて三十二年以降は決定せられるかと存じます。従いまして先ほど

私が申しましたのは、三十一年度についての取扱ひでございます。制度的にはそういうことも可能ではございません。

○溝口三郎君　愛知用水公団は本年度約六十億余利農産物で事業を行う、そ

れに對して三十億程度を将来四カ年で
予算外で補助金を出す、その分は繰り
上げ償還をしなくてもいいということ
になるのですか。その点を明確にして
ほしいということが一つと、もう一点
お伺いしておきたいのですが、先ほど
御説明によりますと、機械公団は法律
の条文で「貸し付け」という字になっ
ておる。それから森林公団の方は「委
託」という字になっておるので、内
容、やり方については私は同じだと思
うのです。増反者については一反歩約
九千円かかる。その委託を受けるの
を、その資金は余剰農産物の余裕金で
なくて、自分みずから増反者はほかで
借りてこななければならぬ。それが「貸
し付け」という字になっているかどうか。
「委託」という字に第一条を直すな

ら、余裕金でやるなら、今年度の機械

公団は十一億を余剰農産物から借りて

のです。これは機械公団のときにまた

質問したいと思いますが、従来機械公

団は世界銀行から約十億の機械を買

て、そして開港、運賃等が二、三億

くらい、国産は約一億くらいの機械を買

うようになつていたが、本年度の予算

を見ますと、十一億余剰農産物から借

り入れる。国産の機械も相当に買

は、当然これは繰り上げ償還等の対象

にならないものと思ひます。

それから機械開港公団の問題でござ

います。確かに御指摘のように、森

林開港公団法案が規定いたしてあり

ますように、委託を受けて造林をやる

という規定がございまして、そう

いった機械開港公団法の委託を受け

て、そういった事業がやれますよう

な規定がございまして、御指摘のよう

の交渉あるいは財政当局との交渉等の

過程を経まして、実は全体の事業三百

二十何がしについては当初から動いて

おりませんけれども、年次割り、ある

いはその当該年度における資金の裏づ

け、どういふもので資金を裏づけして

いくかというところにございまして、何

回かそういう折衝の過程におきまして

実は動いておりましたので、正確にはそ

の動いたときどきを追ひまして見ませ

になるとこの利子でも相当額の利子に

なつてくるので、そうすると、たとえ

ていば愛知用水公団を考へてみて

も、そういう出た余剰収入で農民の負

担を軽減せねばならぬので、理論上そ

うするとそういうところから計画を全

部変えて出してもならぬなや納得がで

きぬという結果になるので、遅々とし

て進まぬ事業に、当初計画に決定した

金額をどんどん加えて毎年進むという

もし御指摘のようなことは万ないと思

ひますが、御指摘のように多額の資金

が何らかの事情でこなせないというよ

うな事態が明確になつて参りますれ

ば、またより有効な資金の使用計画を

考へねばならぬと思ひますが、目下の

段階では当初の財政負担の分を後年度

の債務負担行為に譲りました関係もあ

りまして、大体この程度の事業は順調

に進捗したものと考へます。

○政府委員(昌谷孝君) 初めに愛知用

水公団につきまして、本年度のように

債務負担行為を起しまして、後年度に

おいて国の負担分を繰り入れて参ると

いう場合の、繰り入れました国の資金

は、その繰り入れられた年次以降にお

資金の使用計画が出ておりますが、こ

れはたとえていいますれば、農地開港

事業貸付金を例にとれば、三十一年度

は十三億三千万円、これは三十一年度

に繰り越した繰越金がある、そして

それを加えて五十八億幾らとなつて

○重政庸徳君 三十一年度の繰り戻り

資金の使用計画が出ておりますが、こ

れはたとえていいますれば、農地開港

事業貸付金を例にとれば、三十一年度

は十三億三千万円、これは三十一年度

に繰り越した繰越金がある、そして

○重政庸徳君 私は今そういう質問を

いたしましたゆゑは、おそろくこの

農地開港事業の貸付金を例にとつて考

えてみても、おそろく三十一年度にお

いては今度は十三億以上の相当な繰二

年度に繰り越すべき金が出てくるだろ

○重政庸徳君 三十一年度の繰り戻り

資金の使用計画が出ておりますが、こ

れはたとえていいますれば、農地開港

事業貸付金を例にとれば、三十一年度

は十三億三千万円、これは三十一年度

に繰り越した繰越金がある、そして

○説明員(松岡亮君) ただいまのお話の点は、おそらくMSA法による余剰農産物の受け入れのことだと存じます。たしかに新聞紙上で「日本側として今年度分については一応断りたいたい」ということをきめたのでございます。MSA法による余剰農産物の受け入れと申しますのは、アメリカの余剰農産物処理法による余剰農産物の受け入れとは若干違ふのであります。先般アメリカ側から提案になりましたMSA法による余剰農産物の受け入れの内容は、アメリカの農産物を日本が普通に貿易によりまして輸入しておるのでございますが、その一部を円資金で買い付ける。その円資金はアメリカ側が第三国に対する経済援助のために日本から買い付ける商品の代金に充てる、こういういわば三角貿易の方式による余剰農産物の受け入れなのでございます。これにつきましては、各省いろいろと検討し、またヨーロッパやその他の諸国で行われた例、あるいはことしの例等も検討いたしました結果、さしあたりこれを受け入れてやるというところの必要があまり強く感ぜられないということから、今年度のMSA法による受け入れは一応見送りたい、こういう回答をいたしましたのでございます。で、これとはちよつと問題が違ふのであります。

○清澤俊英君 それは結局見返り融資をして三角貿易がうまくいかないから受け入れない、こういう意味合いですか、それとも国内の米麦の需給情勢がもう満腹しているから、その余地がないという意味合いなのか、中心はどこにあるのですか。

○説明員(松岡亮君) MSA法による

農産物の受け入れをかりに行いまして、アメリカから輸入する農産物の量は増加するわけではございません。通常に輸入しておる部分をMSA方式による輸入に切りかえるだけでございすから、實際上輸入数量がふえるというのではないのであります。ただ円資金でもってアメリカの農産物を買える、ドルを使わないというところが違ふ点でございす。しからばなぜこれを見送ったかと申しますと、余剰農産物処理法による余剰農産物の受け入れの場合には、見返り円を日本側で大量に使えらるという利点がございす。MSA法による場合はそういう面がございせん、商船法による米船五〇％使用というような状態の拘束を受け、しかも日本から第三国に対して商品輸出するものがプラスになるかどうかということがはつきりいたしてない、かつたわけでございます。それらの点でなお疑問を残したために見送った次第であります。

○委員長(棚橋小虎君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(棚橋小虎君) 速記を始め

本法律案につきましては、来たる四月十九日木曜日の委員会において質疑を終り、審査の状況によつては、その日のうちに討論採決をやつて御異議ありませぬか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(棚橋小虎君) そのように取り延びますから、御了承願います。本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十一分散会

四月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案

農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項の規定によりその区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、都道府県知事の承認を受け、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができ、

第三条第五項中「区域を」の下に「、第三項又は第四項の承認をしたときは当該市町村の名称並びにその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、都道府県知事の承認を受け、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数をこえない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を

他の農業委員会の区域に含ませることができる。

第四条を次のように改める。

(委員)

第四条 農業委員会は、委員をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 農家集落の形成の状況その他地理的、社会的及び経済的な条件を勘案し、当該市町村の条例で市町村の区域(その区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては各農業委員会の区域。以下「農業委員会の区域」という。)を分けて定める区域(以下「単位区域」という。)ごとに、その単位区域内に住所を有する農民がこれらの農民のうちから一人を推薦し、その者につき市町村長が選任した者各一人(以下「第一号委員」という。)

二 省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦したその理事のうちから、市町村長が組合ごとに選任した者各一人(以下「第二号委員」という。)

三 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者のうちから、市町村長が選任した者五人以内(以下「第三号委員」という。)

3 その単位区域内に住所を有する農民の数がその単位区域を含む農業委員会の区域内の各単位区域の農民の数の平均に比して著しく多

い単位区域については、前項第一号の規定にかかわらず、当該市町村の条例で、当該単位区域に係る第一号委員につき二人以上の定数を定めることができる。

4 単位区域の変更は、その単位区域を含む農業委員会の区域に変更がある場合又は当該農業委員会の第一号委員の全員を改選する場合でなければ行ふことができない。

5 単位区域ごとの第一号委員の定数の変更は、その単位区域を含む農業委員会の第一号委員の全員を改選する場合でなければ行ふことができない。

6 委員は、非常勤とする。

第七条から第十三条までを削り、第六条第一項中「左に掲げる事項」を「次に掲げる事項」に改め、同項第三号中「各号の外」を「各号のほか」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項に関する事務を行うことができる。

一 農地等の利用関係についてのあつせん及び争議の防止に関する事項

二 農地等の交換分合のあつせんその他農地事情の改善に関する事項

三 農業及び農村に関する振興計画の樹立及び実施の推進に関する事項

四 農業技術の改良、農作物の病虫害の防除その他農業生産の増進、農業経営の合理化及び農民生活の改善を図るために必要な事業の推進に関する事項

五 農業生産、農業経営及び農民生活に関する調査及び研究

六 農業及び農民に関する事項についてのけいもう及び宣伝

3 農業委員会は、前二項に規定する事務を行うほか、その区域内の農業及び農民に関する事項について、意見を公表し、他の行政庁に建議し、又はその諮問に應じて答申することができる。

4 第二項の規定は、同項に掲げる事項に関する市町村長その他の市町村の執行機関の法令（条例を含む。）の規定に基く権限の行使を妨げない。

第五項第二項中「委員が互選した者」を「委員が常任委員のうちから第二十一条第一項の総会において選任した者（常任委員を置かない農業委員会にあつては委員が互選した者）」に改め、同条第五項中「委員」を「常任委員（常任委員を置かない農業委員会にあつては委員）」に改め、同条第六項中「その決議」を「第二十一条第一項の総会の決議」に改め、同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 会長は、常任委員でなくなつたとき、又は委員としての任期が満了したときは、その地位を失う。

第五項を第十一項とし、同条の次に次の一項を加える。

（常任委員）

第十二条 農業委員会に常任委員を置く。ただし、その第一号委員の定数の合計が十五人をこえない農業委員会については、この限りでない。

2 常任委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 第一号委員が互選した者

二 第二号委員が互選した者

三 第三号委員が互選した者

3 前項第一号に該当する常任委員の定数は、十人から十五人までの間に於いて市町村の条例で定め、同項第二号に該当する常任委員の定数及び同項第三号に該当する常任委員の定数は、その合計が同項第一号に該当する常任委員の定数の三分の一をこえないように、それぞれ市町村の条例で定める。

4 第二項各号の互選に關し必要な事項は、政令で定める。

5 常任委員は、当該農業委員会の区域に変更があつた場合には、すべてその地位を失う。

6 前条第四項及び第六項の規定は、常任委員について準用する。この場合において、同条第六項中「常任委員」とあるのは、「委員」と読み替へるものとする。

（推薦資格）

第五項 前条第二項第一号の規定により、第一号委員となるべき者を推薦し、及び第一号委員となるべき者として推薦される資格を有する農民は、当該単位区域内に住する有する次に掲げる者で、年齢二十年以上のものとする。

一 一反歩（北海道にあつては三反歩）以上の農地につき耕作の業務を営む者

二 前号の者の同居の親族又はその配偶者（その耕作に従事する

日数が省令で定める日数に達しないと農業委員会が認めた者を除く。）

2 前項の年齢は、毎年十二月二十日により算定する。

3 第一項第一号の農地の面積は、土地台帳に登録された面積のある農地にあつては当該面積（農業委員会が当該面積を著しく不相当と認めて別段の面積を定めたときは当該面積）とし、土地台帳に登録された面積のない農地にあつては農業委員会が定めた面積とする。

（推薦手続等）

第六項 第四項第二項第一号の規定による推薦は、次に掲げる場合に行うものとし、その推薦を行うべき時期及び方法については、その推薦が同項に規定する農民の意思を十分に反映し、公明かつ適正に行われることを旨として、市町村の条例で定める。

一 第一号委員の任期が満了するとき

二 任期満了以外の事由によりその単位区域に係る第一号委員が欠けたとき（第一号委員の定数が二以上の単位区域については、その定数の二分の一以上の第一号委員が欠けたとき）

三 単位区域が新たに設けられたとき、又は変更されたとき

（異議の申立）

第七項 第四項第二項第一号の規定による選任の効力に關し異議のある同項に規定する農民は、同項の選任のあつた日から十日以内に市町村長に対して異議の申立をする

ことができる。

2 市町村長は、前項の異議の申立を受けたときは、同項の期間経過後六十日以内にこれを決定し、文書をもつて申立人に通知しなければならない。

（訴訟）

第八項 前条第二項の決定に不服がある申立人は、同項の通知のあつた日から二十日以内に市町村長を被告として訴を提起することができる。

2 第四項第二項第一号の規定による選任の効力に關する訴は、前条第一項の異議の申立に対する決定を受けた後でなければ、提起することができない。

（地位を失ふ時期）

第九項 第一号委員は、第七項第一項の異議の申立に対する決定又は前条第一項の訴に対する判決によつてその選任の無効が確定するまでは、その地位を失わない。

（欠格事由）

第十項 次に掲げる者は、委員となることができない。

一 禁治産者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者

だし、第一号委員に就任する際当該農業委員会に既に第四項第二項第一号の規定により選任されて現に在任している第一号委員がある場合には、その新たに就任する第一号委員の任期は、その現に在任している第一号委員の任期の残存期間とする。

2 第一号委員は、次条第一項から第三項までの規定による失職及び第十九条の規定による解散の場合を除き、後任の第一号委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

3 第二号委員及び第三号委員は、第一号委員の任期満了の日（第一号委員の全部がなくなつたときは、そのなくなつた日）まで在任する。

（委員の失職）

第十五項 委員は、第十條各号の一に該当するに至つたときは、その地位を失う。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百七条第一項、第三項及び第四項（失職、資格決定等）の規定は、第一号委員について準用する。この場合において、同条第一項中「被選挙権を有しない者」とあるのは「当該単位区域に係る第一号委員となるべき者として推薦される資格を有しない者」と、「その被選挙権の有無は、議員が公職選挙法第十一條又は同法第二百五十二條の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除く外、職会」とあるのは「当該単位区域に係る第一号委員となるべき者として推薦される資

格の有無は、農業委員会」と、「出席議員」とあるのは「出席常任委員（常任委員を置かない農業委員会にあつては出席委員）」と、同条第三項中「第百七十七条」とあるのは「農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第二十四条」と読み替へるものとする。

3 第一号委員は、前二項の規定による場合のほか、その推薦に係る単位区域に変更があつたときは、その地位を失う。

4 第二号委員は、第一項の規定による場合のほか、次の各号の一に該当する場合には、その地位を失う。

- 一 当該第二号委員が第四条第二項第二号の規定による推薦を受けた農業協同組合又は農業共済組合の理事でなくなつたとき。
- 二 当該第二号委員を第四条第二項第二号の規定により推薦した農業協同組合又は農業共済組合が同号の省令で定める農業協同組合又は農業共済組合でなくなつたとき。

（委員等の辞任）

第十六条 委員は、正当な理由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができる。

2 会長又は常任委員は、正当な理由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができる。

第十七条の見出し中「選任委員」を「第二号委員及び第三号委員」に改め、同条中「第十二条第一項の規定により選任した委員」を「第二号委員」に改め、「又は議会」を削り、

同条に後段として次のように加へる。

第三号委員について当該市町村の議会から解任すべき旨の請求があつたときも、同様とする。

第十九条中「第六条第一項第一号」を「第十三条第一項第一号」に改め、

第二十一条の見出しを（議会）に改め、同条第一項を次のように改める。

農業委員会の委員の会議（以下この章において「議会」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者がともに欠け、又は事故があるときは、市町村長が招集する。

第二十一条第二項中「議会」を「議会」に改め、同条に次の三項を加へる。

3 議会は、第一号委員のうちその定数の合計の過半数の者が出席しなければ、開くことができない。

4 議会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 第二十三条第二項の規定は、常任委員を置かない農業委員会の議会について準用する。

第二十三条を削り、第二十二條の見出しを削り、同条第一項中「農業委員会」及び「委員」を「常任委員」に改め、同条第二項中「第六条第一項」を「第十三条第一項」に、「農業委員会」を「常任委員」に改め、同条を第二十三條とし、第二十一条の次に次の一條を加へる。

（常任委員の会議）

第二十二條 第十二條第一項の規定により常任委員を置いた農業委員会にあつては、農業委員会が議決すべき事項は、次に掲げる事項を除き、常任委員の議会の議決によつて決する。

一 第十三条第二項第三号に掲げる事項の基本的な方針の決定

二 第十三条第三項の行政庁の諮問に対する答申

三 会長の選任及び解任

2 前条第一項、第二項及び第四項の規定は、常任委員の会議について準用する。この場合において、同条第二項中「在任委員」とあるのは、「在任常任委員」と読み替へるものとする。

第二十四条中「但し、その結果第二十二條第一項の規定により農業委員会の議決を」を「ただし、その結果第二十一條第三項又は前条第一項の規定により議決を」に改める。

第二十五条の見出し中「農業委員会」を削り、同条中「農業委員会」を「議会又は常任委員の会議」に、「第六條第一項」を「第十三條第一項」に改める。

第二十六条中「農業委員会の会議」を「議会及び常任委員の会議」に改める。

第二十八條中「農業委員会の会議」を「議会又は常任委員の会議」に、「農業委員会が」を「それぞれ議会又は常任委員の会議で」に改める。

第三十二條第一項及び第二項中「農業委員会の議決を」を「議会又は常任委員の議決の議決」に改め、同条第一項中「決定、裁定及び裁決を含む。以下本条において同じ。」を削り、

り、「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「第一項但書」を「第一項ただし書」に改める。

第三十三條中「第六條第一項」を「第十三條第一項」に改める。

第三十四條第二項及び第三項中「存続する」を「存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする」に改める。

第四十條第二項中第五号を第六号とし、第四十條の次に次の一號を加へる。

五 第十三條第二項に掲げる事項に關し農業委員会に協力すること。

第四十一條第二項第一號を次のように改める。

一 当該都道府県農業会議の地区内の市町村に置かれる農業委員会の会長

第四十一條第二項第五号中「以下第四十三條第五号」を「第四十三條第四号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項第四号から第六号までの会議員の定数は、同項第二号から第六号までの会議員の定数の合計が第四十七條の二第二項第一號の常任会議員の定数に等しくなるように定めなければならない。

第四十一條中第四項を削り、第五項を第四項とする。

第四十二條に次の四項を加へる。

2 会議員は、会則の定めるところにより、あらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権を行うことができる。

3 前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

4 代理人は、二以上の会議員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を都道府県農業会議に提出しなければならない。

第四十三條第二号中「第四十一條第五項」を「第四十一條第四項」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 第四十一條第二項第一號の会議員にあつては、その者が農業委員会の会長でなくなつたとき。

第四十三條中第四号及び第六号を削り、第五号を第四号とし、同条第七号中「会議員」を「第四十一條第二項第二号から第六号までの会議員にあつては、会議員」に改め、同号を同条第五号とする。

第四十四條の見出しを「賛助員等」に改め、同条に次の一項を加へる。

2 都道府県農業会議は、その業務を行うにつき必要があるときは、その地区内の市町村に置かれる農業委員会その他農業に関する公共的団体等に対し協力を依頼することができる。

第四十五條第一項中第十一號を第十二號とし、第九號及び第十號を一号ずつ繰り下げ、第八號の次に次の一号を加へる。

九 常任会議員に関する規定

第四十六條第二項中「会議において」を「会議（以下この章において「議会」という。）において常任会議員のうちから」に改め、同条

中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同条第六項中「会議員」を「常任会議員」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 会長及び副会長は、常任会議員でなくなつたときは、その地位を失う。
第四十七条の次に次の一条を加える。

(常任会議員)
第四十七条の二 都道府県農業会議に、常任会議員を置く。

2 常任会議員は、左に掲げる者をもつて充てらる。
一 都道府県知事が十人から十五人までの間において定める定数(地理的状况その他特別の事情により、その定数を十五人をこえる数とする)につき農林大臣の認可を受けたときは、その認可を受けた数)まで、第四十一條第二項第一号の会議員が省令で定めるところにより互選したる者

二 第四十一條第二項第二号から第六号までに掲げる会議員
3 都道府県知事は、前項第一号の常任会議員の定数を定め、又はこれを変更したときは、これを告示しなければならない。
4 常任会議員は、左に掲げる場合には、その地位を失う。
一 会議員でなくなつたとき
二 第二項第一号の常任会議員にあつては、常任会議員を辞することについて他の常任会議員

過半数の同意を得たとき
第四十八條から第五十條までを次のように改める。
(総会の招集)
第四十八條 総会は、会長が招集する。

2 会長は、会議員の三分の一以上の者から書面で総会に付議すべき事項を示して総会を招集すべき旨の請求があつたときは、総会を招集しなければならない。

(総会の成立)
第四十九條 総会は、会議員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
第五十條 左に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。
一 第四十條第二項第一号の行政庁の諮問に対する答申
二 毎年度の収支予算及び事業計画の設定及び変更
三 毎年度の収支決算及び事業報告書の承認
四 会則の変更
五 その他他会則で定める事項

第五十一條の見出し中「議決」を「総会の議決」に改め、同条第一項中「都道府県農業会議の会議」を「総会」に改め、「(前条第二項の会議にあつては、その会議の長)」を削り、同条第二項中「会議において」を「総会において」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(常任会議員の会議)
第五十一條の二 左に掲げる事項は、常任会議員の会議の議決によつて決する。
一 第四十條第一項に規定する事

項及び同条第二項第一号に掲げる事項(第五十條第一号に掲げる事項を除く。)
二 その他他会則で定める事項
2 第四十八條、第四十九條及び前条第一項の規定は、常任会議員の会議について準用する。
第五十五條を次のように改める。
第五十五條 削除
第九十一條中「会議員」を「常任会議員」に改め、「又は第二項第一号」を削り、「議決権の行使又は」を「常任会議員の会議における議決権の行使又はその一に改める。
第九十三條第二号中「第四十八條第二項」の下に「(第五十一條の二第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

附則
1 この法律は、昭和三十一年一月一日から施行する。ただし、第三條の改正規定並びに次項、第三項、第五項、第六項、第九項及び第十一項の規定は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行後最初に改正後の農業委員会等に関する法律(以下「新法」という。)第四條第二項第一号の第一号委員となるべき者の推薦は、新法第四條から第六條までの例により昭和三十一年十二月に行ふものとする。
3 前項の規定により同項の第一号委員となるべき者として推薦された者は、この法律の施行の時に於いて、新法第四條第二項第一号の規定により推薦されたものとする。
4 この法律の施行の際改正前の農

業委員会等に関する法律(以下「旧法」という。)第三條の規定により市町村に置かれていた農業委員会及びその職員は、それぞれ新法第三條の規定による農業委員会及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。
5 農業委員会の選挙による委員であつてその任期が昭和三十一年十二月三十一日以前に満了するものの任期は、同日まで延長されるものとする。
6 一の農業委員会の区域の全部又は一部の地域が前項に規定する期日までに他の農業委員会に含まれることとなる場合には、従前当該地域をその区域の全部又は一部としていた農業委員会の選挙による委員である者で当該地域内に住所を有するものは、その時に、当該地域を新たにその区域に含むこととなる農業委員会の選挙による委員となり、同項に規定する期日まで在任するものとする。この場合において、当該農業委員会の選挙による委員である者の数が旧法第七條又はこの項の規定による定数をこえることとなるときは、当該数をもつて当該農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員が生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときは、これに代つて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。
7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
8 地方財政法(昭和二十三年法律

第九十條)の一部を次のように改正する。
第十條第十二号中「及び農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八號)第五十五條第一項の代表者會議」を削る。
9 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五號)の一部を次のように改正する。
第三條第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改める。
10 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六號)の一部を次のように改正する。
第四百六條第一項第二号及び第四百二十五條第一項第三号中「委員」を「常任委員(常任委員を置かない農業委員会にあつては委員)に改める。
11 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九號)の一部を次のように改正する。
第九十條第一項中「第四項」を「第五項」に改める。

四月十四日本委員会に左の案件を付託された。
一、北海道漁港漁修築工事促進に関する請願(第一二四七號)
一、北海道新川地区排水工事施行に関する請願(第一二五〇號)
一、北海道漁村等の漁業転換に関する請願(第一二五一號)
一、千葉県宮田大根、千湯用排水総合土地改良事業計画認可等に関する請願(第一二五二號)
一、北海道大島村共栄排水工改修工事施行に関する請願(第一二六一號)

一、北海道千歳川地区漁川ダム建設に関する請願(第一一六二号)

一、新農業団体設立反対に関する請願(第一一七七号)

一、原水爆実験による水産業者等の損害補償に関する請願(第一一九五号)

一、新指導農業団体制定に関する請願(第一一九七号)

一、森林雪害救済に関する請願(第一一九八号)

一、木炭公營検査強化の立法措置に関する請願(第一二〇九号)

一、新農業による内水面魚族死滅の防止対策の請願(第一二一〇号)

第一一四七号 昭和三十一年四月二日受理
北海道漁港修築工事促進に関する請願

請願者 北海道漁港修築工事促進に関する請願者
長 高野正治外一名
紹介議員 木下 源吾君

漁港修築は、昭和二十六年第三種漁港として指定を受け現在着工中の修築工事が完成の際には多年の懸案であるにしん漁業から沖合漁業転換への基地として雄大な武蔵の地、他未開漁田を開発することができ又小樽漁港間定期航路の泊地として生産、交通運輸の向上を期するため、本工事の早急完成を村民等望んでいるから、すみやかなる完成を計りたいとの請願。

第一一五〇号 昭和三十一年四月二日受理
北海道新川地区排水工事施行に関する請願

請願者 北海道札幌市手稲町
長 養輪早三郎外一名
紹介議員 木下 源吾君

新川流域は、石狩平野の一端に位し、本道産業の中心となるところでありながら今日まで開発の遅れていた原因は、三千町歩に及ぶこの平野の骨格をなす新川大幹線及び山口排水、土功排水、炭坑排水の三大排水並びにこれに注ぐ排水が、いずれも五、六十年前の掘さくにかかると、その後の維持管理の不充分と相まって機能が減退したためであり、新川地区のこれら排水工事が完成することにより、本町だけで新規水田四百町歩、新規畑六百町歩、新規飼料畑六百三十九町歩が増反され、農家経済の安定はもと論、国内食糧政策に寄与するところが大きいから、国費をもつて新川地区排水工事を施行せられたいとの請願。

第一一五一号 昭和三十一年四月二日受理
北海道漁港修築工事促進に関する請願

請願者 北海道漁港修築工事促進に関する請願者
長 高野正治外一名
紹介議員 木下 源吾君

北海道漁港修築工事促進に関する請願は、昭和二十六年第三種漁港として指定を受け現在着工中の修築工事が完成の際には多年の懸案であるにしん漁業から沖合漁業転換への基地として雄大な武蔵の地、他未開漁田を開発することができ又小樽漁港間定期航路の泊地として生産、交通運輸の向上を期するため、本工事の早急完成を村民等望んでいるから、すみやかなる完成を計りたいとの請願。

請願者

第一一五二号 昭和三十一年四月二日受理
千歳県営大根、干潟用排水総合土地改良事業計画認可等に関する請願

請願者 千歳県八日市場市口
二七二 磯部保外五十五名
紹介議員 加瀬 完君

千歳県大根土地改良区並びに干潟土地改良区管内農地七千町歩に対するかんがい施設の現況は、昭和十年度着工の県営大根幹線改良事業により予算二億二千万円をもつて昭和二十五年一応完成したといえ、これにより用水として利用する地域は幹線水路の沿線のみで、土地改良区の現有総力を挙げての緊急臨時施設をもつてしてもなお用水できない地域、或いは用水不完全地帯は、海岸未流部を主として約四千町歩に及び、従つて土地改良事業の最大限目である区画整理はその標準目標を握できない状態にあるから、これらの地域の悪条件を克服し、これを好転せしめるため、すみやかに県営事業としての大根、干潟用排水総合土地改良事業計画を施行し、区画整理を断行せられたいとの請願。

第一一六二号 昭和三十一年四月三日受理
北海道千歳川地区漁川ダム建設に関する請願

請願者 北海道千歳市恵庭町
長 田中菊治外一名
紹介議員 木下 源吾君

北海道恵庭町を貫流する漁川上流に堤高四十四メートル、幅三百五十五メートルの堤を築き、恵庭町、千歳町、広島村等の地味肥よく田畑をかんがいし、又水量調節により年々の漁川のはん濫を防止することは多年の懸案である。幸い北海道開発局によつて、千歳地区国営土地改良事業として昭和二十七年調査を開始し、本年度をもつて完了する由であるから、昭和三十一年度からは是非とも漁川ダムの建設工事に着工せられたいとの請願。

第一一七七号 昭和三十一年四月五日受理
新農業団体設立反対に関する請願

請願者 長野県議会議長 矢島 武治
紹介議員 羽生 三七君

このたびの政府筋における農業団体再編成に関する「農民会」構想は農林行政の混乱と農民の社会的社会的地位の破壊をもたらすものであるから反対であるとの請願。

第一一九五号 昭和三十一年四月六日受理
原水爆実験による水産業者等の損害補償に関する請願

請願者 東京都中央区築地五ノ一 東京都水産物卸売人協会内 寺田省一外三名
紹介議員 安井 謙君 青山 正一君

原水爆の実験禁止は、全国的な要請でありこの要求は容れられるものと考えられるが、万が一にも原水爆実験がおこなわれたときの対策として、(一)原水爆実験の結果被爆による有害の限度及び危害の防除方法を明確にし、万全の防除対策を講じ関係業者に対してその周知徹底を図ること、(二)実験の結果有害と判定される魚類は陸揚げされないよう万全の措置を講じ、市販水産物の安全を確保するとともに国民生活の不安を除くよう周知徹底を期すること、(三)損害発生の場合には完全なる補償を各被害に応じて実行しこの補償は当然見られる利益の喪失に因る被害に対しても実行すること等の適確なる措置を講ぜられたいとの請願。

第一一九七号 昭和三十一年四月六日受理
新指導農業団体制定に関する請願

請願者 福島県西白河郡泉崎 村 中畑哲文
紹介議員 木村 守江君

食糧増産と新農村建設のため、新指導

農業団体法の制定せられたいとの請願。

第一一九八号 昭和三十一年四月六日受理

森林雪害救済に関する請願

請願者 富山県議会議長 岩川

綴

紹介議員 館 哲二君

本年一月以来降り積つた近來まれにみる豪雪により、富山県山間地方一帯の森林は極めてじし大なる損害をこうむつたが、これは森林所有者にとつては極めて大きな物心両面の打撃であり、この災害の救済措置を放任するときは当該所有者はもろ論一般の植林意欲の喪失をきたし、その結果森林政策の意図する国土保全、森林資源確保に重大なる支障をきたすことは明らかであるから、応急対策として(一)折損木(十一年以上)の立木値による補償、(二)災害跡地に対する再造林の全額国庫負担、(三)被害林地残存木の例外伐採許可等の措置を講ぜられると共に、さらに恒久対策として、(一)農業災害補償制度に準ずる森林災害補償制度の創設(二)積雪地における造林補助単価の引上げ等の実現を期せられたいとの請願。

第一二〇九号 昭和三十一年四月九日受理

木炭公営検査強化の立法措置に関する請願

請願者 岡山県議会議長 浅越

和夫

紹介議員 島村 軍次君

現行の木炭検査は、地方団体の財政的窮乏から木炭生産業者の高額な検査手

数料によつて、検査事業が行われているが、木炭の生産はわが国農山村における産業として極めて重要な地位を占めているばかりでなく、家庭燃料の外、工業用特殊燃料として、又炭素源としての進出も見られるべきものがあり、これが検査による適正の商品化は、ひとり生産者ばかりでなく、国民生活の安定を図る上からも必要かつ重要な事業であるから、木炭検査制度について、早急に公営検査強化の立法措置を講ずるとともに、これに対し助成の方途を講ぜられたいとの請願。

第一二一〇号 昭和三十一年四月九日受理

新農薬による内水面魚族死滅の防止対策の請願

請願者 岡山県議会議長 浅越

和夫

紹介議員 島村 軍次君

水稻の害虫駆除に効果のあるホリドール、パラチオン、エンドリン等の新農薬が使用され始めてから三年、今や全水田にさん布され稲作被害を最小限度に食い止めていることは、植物防疫並びに食糧対策の面からまことによろこばしいことであるが、当農薬さん布後の処置が講じられていないため人畜はもとより淡水魚族に及ぼす被害はじんだなものがあり、このまま放置すれば、あゆ、こい、うなぎ等の淡水魚によつて生計を維持している内水面漁業者は、生活の道を失い憂うべき社会問題にまで発展することは必定であるから、すみやかに農薬による内水面魚族の死滅防止対策を講ぜられたいとの請願。

昭和三十一年四月二十一日印刷

昭和三十一年四月二十三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局